

クロスビリングサービス約款

契約者は、株式会社クロスチェック（以下「当社」といいます）との間で、以下のとおり、このクロスビリングサービス約款（以下「本約款」といいます）に基づき契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第1条（定義）

本約款において使用される用語の定義は以下の各号のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社がクロスビリングの名称で契約者に提供する料金の一括請求サービス（通信料の一括請求サービスを含むがこれに限られません）をいいます。なお、詳細は第2条にて定めるものとします。
- (2) 「契約者」とは、当社との間で本サービスに関する契約を締結した事業者、又は本サービスの申込を検討している事業者をいいます。
- (3) 「対象役務」とは、役務提供者が契約者に提供する役務で、その利用の対価が本サービスの一括請求の対象となるものをいいます。
- (4) 「役務提供者」とは、対象役務を契約者に提供する事業者のことをいいます。
- (5) 「対象役務利用料」とは、契約者の対象役務の利用の対価をいい、その計算は役務提供者が行います。
- (6) 「本サービス利用料」とは、契約者が当社に対して支払う本サービスの利用の対価をいいます。
- (7) 「WebCheck」とは、本サービスに関する当社の契約者向けのウェブサイトをいいます。契約者は、WebCheck を通じて、本サービス利用料の確認及び各種手続きの申込を行うことができます。

第2条（本サービスの内容）

1. 当社は対象役務利用料を契約者に代わって、役務提供者へ支払うものとします。
2. 当社は前項の実施に関連して、役務提供者より事務手数料等（以下「本件事務手数料」という）を受け取ることができるものとします。なお、当社は、本件事務手数料を契約者に対して支払う義務を負わないものとします。
3. 契約者は当社からの請求に基づいて対象役務利用料を当社に支払うものとします。
4. 当社は契約者に対して、対象役務利用料の割引サービスの提案等、コンサルティングを行うことができるものとします。
5. 契約者が当社のオプションサービスを申し込んだ場合は、別途オプション料金を当社に支払うものとします。

第3条（申込手続）

1. 日本国内に事業拠点を有する法人のみが本サービスの申込を行うことができます。
2. 契約者は、当社所定の本サービス申込書に必要事項を記入し当社に提出する方法により、本契約を申し込みます。
3. 当社が契約者の申込を承諾した時点をもって本契約の成立とします。
4. 当社は、契約者による本契約の申込を承諾しないことがあります。この場合、当社は契約者に対してその理由を開示する必要はありません。
5. 本サービス利用料を算出するために、当社が契約者の対象役務利用料及び対象役務の利用明細等を記録及び保管することについて、契約者は予め同意します。

第4条（本サービスの開始）

1. 当社は、本サービスの契約成立後、遅滞なく役務提供者への利用登録及び情報照会等、本サービスの提供に必要な手続を実施します。当社は、当該手続の完了した対象役務から順次本サービスを開始するものとします。
2. 対象役務の内容は、契約者と役務提供者との間で締結された対象役務の利用に関する契約（以下「役務提供者契約」という）の契約条件によるものとします。
3. 万が一、役務提供者契約に関して契約者と役務提供者の間に認識の相違が発生した場合は、契約者は役務提供者と協議の上、これを解決するものとし、当社に迷惑をかけないものとします。

第5条（通知義務）

1. 契約者が対象役務の追加申込、休止、解約、移転又は変更のうち、いずれか一つ以上の手続を行う場合には、遅滞なく当社へ通知するものとします。
2. 当社が前項の通知漏れがあるとの疑義を持ったときは、契約者に確認を求めることができるものとします。契約者は当社からの確認依頼があったときは、これに協力するものとします。
3. 契約者は、以下の各号の変更が発生した場合、遅滞なく当社に通知するものとします。なお、当社は、契約者に対して、当該変更事項を証明する書類の提出を求めることができます。
 - (1) 商号又は名称を変更したとき
 - (2) 本店又は主たる営業所の所在地を変更したとき
 - (3) 本サービスにおいて利用する金融機関口座を変更したとき
 - (4) 会社分割、事業譲渡、その他経営実態に変更が生じたとき
 - (5) その他、本サービス申込書の記載事項に変更が生じたとき
4. 契約者は、対象役務について、万が一、役務提供者より対象役務利用料の未納通知を受領したときは、遅滞なく当社にこのことを通知するものとします。

第6条（請求）

1. 当社は、毎月、当社指定の締日に本サービス利用料を算出し、その翌月又は翌々月に契約者に対し請求書を送付します。
2. 当社は、本サービス利用料及びその内訳を記載した明細書等を、契約者が閲覧及びダウンロードできるよう **WebCheck** にアップロードします。

第7条（本サービス利用料の支払い）

1. 契約者は、本サービス利用料を金融機関の預金口座振替又は銀行振込による方法により、当社の定める期日までに支払うものとします。
2. 契約者が預金口座振替による本サービスの利用料の支払いを選択した場合においても、口座振替開始前に発生した本サービス利用料については、銀行振込により当社に支払うものとします。
3. 契約者は、本サービス利用料の振込手数料を負担するものとします。
4. 契約者は、第17条（解約手続）第1項に定める本サービス解約届の提出後も、本サービスの終了する日までの間に発生した本サービス利用料を当社に支払うものとします。
5. 契約者が本サービス利用料の支払を遅延したときは、遅延した本サービス利用料について各支払期日の翌日から完済の日に至るまで、実質年率 14.6%（但し、1 年を 365 日とする）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8条（担保提供義務）

当社が必要と判断した場合、連帯保証人の付与、保証金の差し入れ、及びその他必要な担保の提供を契約者に求めることができるものとします。

第9条（債権回収代行会社への回収業務の委託）

契約者が本サービス利用料その他の債務の支払を怠った場合、法令を鑑みて可能な範囲で、当社はサービサー法（債権管理回収業に関する特別措置法）により認可された債権回収代行会社へ本サービス利用料その他の債務の回収業務を委託することができます。

第10条（WebCheck）

1. 当社は、契約者に対して、**WebCheck** の非独占的で譲渡不能な使用权を許諾します。
2. 契約者は、**WebCheck** の管理責任者を定めるものとします。当社は管理責任者に対し **WebCheck** の利用に必要な管理責任者用 ID 及びパスワード（以下「管理 ID 等」といいます）を付与します。
3. 管理責任者が当社所定の追加ユーザー登録手続を行うことにより、契約者の追加 ID 及びパスワード（以下「追加 ID 等」といいます）を発行し、複数のユーザーに **WebCheck**

を利用させることができます。

4. 契約者は、管理 ID 等及び追加 ID 等の管理ならびに利用について、責任を負うものとし、契約者が管理 ID 等及び追加 ID 等を開示又は漏洩したことにより当社に損害が生じた場合、契約者はその損害を当社に賠償するものとし、

5. 当社は、事前に契約者に対し通知又は WebCheck もしくは当社のホームページで告知することにより、WebCheck の提供を停止することができます。

6. 前項にもかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、契約者に対し事前に通知することなく WebCheck の提供を停止することができるものとします。

- (1) 当社システム又は電気通信設備の緊急工事もしくは障害等による場合
- (2) 事故又は災害等、当社の責めに起因しない事由による場合
- (3) 契約者の本サービス利用料及びその内訳明細等が、当社システムの想定許容量を超過した場合
- (4) その他、当社がやむを得ないと判断した場合

第 11 条（秘密保持）

1. 本契約において秘密情報とは、契約者の対象役務利用料等、本サービスの提供及び利用により、当社又は契約者が知り得た全ての情報とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後、情報取得者の責に帰せずして公知となったもの。
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (3) 開示を受ける前に既に自ら所有していたもの。
- (4) 開示された情報によらずして、独自に開発したもの。
- (5) 開示者の承諾により開示が認められたもの。

2. 当社及び契約者は、秘密情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、又は本サービスの提供及び利用という目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するために必要な範囲とする役務提供者及び第 15 条（再委託）に定める再委託先に対する開示
- (2) 捜査関係事項照会等、法令又は規則に基づく公的機関に対する開示
- (3) 弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示

第 12 条（個人情報保護）

1. 本契約において個人情報とは、個人情報の保護に関する法律の第 2 条の定義によるものとします。

2. 当社及び契約者は、本サービスの提供及び利用により知り得た相手方の個人情報を第三者に開示、提供もしくは漏洩、又は本サービスの提供及び利用という目的以外に使用してはなりません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する開示は除くものとします。

- (1) 本人の同意がある場合の開示
- (2) 当社が本サービスを提供するために必要な範囲での役務提供者及び第15条（再委託）に定める再委託先に対する開示
- (3) 捜査関係事項照会等、法令又は規則に基づく公的機関に対する開示
- (4) 弁護士、公認会計士、税理士その他本条と同等の守秘義務を負う者に対する開示
- (5) 人の生命、身体又は財産等に差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

3. 前各項のほか、当社による個人情報保護は、以下の個人情報保護方針等によります。

- (1) 個人情報保護方針

<https://www.crosscheck.co.jp/policy/policy.html#privacy>

- (2) 個人情報の取り扱いについて

https://www.crosscheck.co.jp/policy/policy.html#privacy_handling

第13条（共通事項）

1. 第11条（秘密保持）及び前条（個人情報保護）に定める守秘義務は、本サービスの契約が終了した後も公知となるまで引き続き有効に存続するものとします。

2. 当社又は契約者は、本サービスの契約が終了した場合、又は相手方から秘密情報もしくは個人情報の返還もしくは廃棄の請求があった場合、速やかに返還又は廃棄するものとします。ただし、当社は、役務提供者からの対象役務利用料及び本サービス利用料に関する情報等、法令により保管が義務付けられている情報については、引き続き保有することができます。

3. 本契約のほか当社と契約者間において別途情報保護に関する契約を締結した場合といえども、本サービスについての秘密情報及び個人情報の取り扱いについては、本章の定めが優先して適用されるものとします。

第14条（譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得なければ、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を譲渡することができないものとします。

第15条（再委託）

1. 当社は、本契約における当社の義務と同等の義務を課した上で、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

2. 当社は本契約の履行に関して再委託先の行った行為を当社の行為とみなし、万が一、再委託先の責めに帰す事由により契約者に損害を与えた場合は、本契約で定める範囲で契

約者に対して損害を賠償するものとします。

第16条（契約期間）

本契約の契約期間は1ヶ月とします。次条（解約手続）又は第18条（本契約の解除）に基づき本サービスが終了させられない限り、本契約は、同一期間、同一条件で自動的に更新されるものとします。

第17条（解約手続）

1. 契約者が本契約を解約するときは、当社へ解約届を提出するものとします。
2. 当社が本契約を解約するときは、30日前までに契約者に解約する旨を通知するものとします。
3. 当社は、第1項の解約届の受付後、又は前項の予告期間満了後、遅滞なく役務提供者への解約処理等、本サービスの終了に必要な手続を実施し、当該手続の完了した対象役務から順次、本サービスを終了させるものとします。

第18条（本契約の解除）

1. 当社又は契約者は、相手方又は契約者の連帯保証人が以下の各号のいずれか一つに該当したとき、又は該当する恐れがあると認めるときは、何らの通知・催告等を行うことなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - （1）本サービス申込書に虚偽の記載をしていたとき、又は第5条に基づく通知義務を怠ったとき。
 - （2）本サービス利用料その他の当社に対する債務の支払を一度でも怠ったとき。
 - （3）信用状態が著しく悪化したと認められるとき。
 - （4）自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - （5）破産、民事再生、会社更生、特別清算又は特定調停の手続開始申立があったとき。
 - （6）差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - （7）役務提供者との契約を解除されたとき。
 - （8）故意又は過失により契約者が当社、他の契約者又は役務提供者に損害を与えたとき。
2. 当社又は契約者は、相手方が本契約のいずれかに違反し、1週間の期間を定めて催告しても、なお相手方がこれを是正しないときは、本契約を解除できるものとします。
3. 当社又は契約者は、相手方より第1項又は第2項に基づき本サービスの契約を解除されたときは、当然に期限の利益を喪失し、直ちに、相手方に対する債務を履行するものとします。

4. 本条第1項に基づき、契約者が当社より本契約を解除されたことによって契約者に発生した損害について、当社は一切の責を負わないものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、反社会的勢力を排除するため相手方に対し、以下の各号について表明しかつ保証します。

- (1) 反社会的勢力でないこと。
- (2) 反社会的勢力に協力又は関与しないこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 取締役又は実質的に経営に関与する者が、前各号に該当しないこと。

2. 当社又は契約者は、相手方が前項に違反している事実を発見した場合、前条第1項に該当するものとして、直ちに本サービスの契約を解除し、本サービスの提供を終了又は利用を終了することができるものとします。また、この場合、本サービスの契約を解除されたことによって契約者に発生した損害について、当社は一切の責を負わないものとします。

第20条（免責事項）

1. 当社は役務提供者の算出した対象役務利用料の内容の正確性について、一切責任を負わないものとします。

2. 契約者が本サービスを解約したことにより、対象役務利用料が増加しても、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、契約者による本サービス申込書等への誤記もしくは記入漏れ、通知義務違反、又は、その他の契約者の過失により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、役務提供者の事情もしくは、役務提供者の責めに起因する事故又は電気通信設備その他対象役務の提供に必要な設備に関する事故、その他当社に起因しない事由により生じた障害、及び本サービスの開始又は終了の遅延等について、一切責任を負わないものとします。

5. 当社は、WebCheck が利用できなかったために契約者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第21条（損害賠償）

1. 当社又は契約者は、本契約に特段の定めがある場合を除き、本サービスの提供において自己の責めに起因して相手方に損害を与えた場合、相手方の直接かつ現実に被った通常の損害に限り、これを賠償する義務を負います。

2. 前項の定めによる賠償金額は、本サービス利用料の直近3ヵ月分を上限とします。

第22条（本約款の変更）

1. 当社が本約款を変更しようとするときは変更の1ヶ月以上前に、当社のWebサイトに掲示する方法などにより、契約者に告知するものとします。
2. 契約者は、本約款の変更を承諾した場合に限り、本約款の変更後も本サービスの利用を継続することができるものとします。
3. 契約者が本約款の変更の告知開始日から変更日までの間に、当社に対して本契約の解約手続きを行わない場合は、本約款の変更を承諾したものとみなします。
4. 本約款の変更日以降、本契約には変更後の約款が適用されるものとします。

第23条（協議解決）

当社は、本サービスの提供において生じた疑義又は本契約に定めのない事項について生じた疑義について、契約者と誠実に協議し解決するよう努めます。

第24条（紛争の処理）

前条の協議を経ても解決できず、当社と契約者との間で紛争となった場合は、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を行います。

附則：本約款は、平成27年1月1日から実施します。

附則：この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。